

# プレジャーボート航行における安全対策

船橋ボートパーク

## 1 係留施設離着棧基準

- (1) 離着棧できる船舶は、船長7.5メートル級以内、船幅3メートル以内のプレジャーボートとする。
- (2) 危険が及ぶおそれのある船舶が付近を航行するときは、離着棧してはならない。
- (3) 船橋ボートパーク(以下「ボートパーク」という。)近隣で火災等の災害が発生したときは、施設管理者(以下「指定管理者」という。)の指示に従って離棧しなければならない。その他、突発的事故が発生したときも同様とする。

## 2 出入港操船指針

- (1) 千葉港長の指示があったときは、出入港を停止する。
- (2) ボートパークに隣接している日の出2号物揚場(油槽船の接岸岸壁)で、タンカーが接岸しているときは、タンカーから30メートル以上の距離を保って徐行し、離着岸操船を行っているときは、離着岸が終了するまで接近せず手前で待機する。
- (3) 海老川大橋から船橋 No.9 ブイ付近までの水域では、左右両側に貨物船等の荷役岸壁が多数あるので、出入港する貨物船等に注意し、もし出会ったときは進路を譲り、距離を十分とって、接近しない。貨物船等が離着岸操船を行なっているときは、離着岸が終了するまで接近せず手前で待機する。
- (4) 入港時、船橋水路に進入するときは、同水路を航行中の船舶の進路を妨げないように注意する。
- (5) 船橋水路では、原則として水路の右側を適度の速力で航行し、反航する船舶と出会った場合は、十分な距離を保ちながら、左舷対左舷で安全航行ができるように、その時の状況に応じた適切な操船を行い、出港優先並びに大型船舶優先で、水路内航行の安全を図る。
- (6) 船橋水路の西側は、漁業区域及び水深の浅い水域が隣接しているので、水路の西側へ出ないように注意する。
- (7) 漁業に従事する小型船や、その他の遊漁船に危険を及ぼさないよう必ず徐行する。
- (8) 海洋汚染及び海上災害防止に関する法律を遵守し、油類(油脂類を含む)等海洋を汚染する物を絶対に投棄しないようにする。

### 3 運航中止基準

指定管理者は、次の各号に掲げる事項を艇の運航中止の判断基準とする

(1) 気象・海象条件が以下の状況となって、危険が予想される場合。

- イ. 風速 10m/秒 以上
- ロ. 波高 1.0m 以上
- ハ. 視程 1,000m 以下

(2) 官公署の要請による場合。

(3) 艇の整備不良、安全備品の不備・損傷、無免許等が認められる場合。

(4) 前各号のほか、指定管理者が人命尊重及び事故防止を主旨として、出港停止の措置を講じた場合。

### 4 緊急時連絡系統図

別紙のとおり

(別 紙)

緊急時連絡系統図

